

議案第25号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

別表のとおり、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年3月10日

三朝町長 吉田 秀 光

平成15年3月24日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

手続	第一種 地区 宝千鳥地区	区内路線		費率率	業率 率主
		第一 種線	宝千 鳥線		
費率率のりき当基	30,000	30,000	30,000	100,000	三朝町

手続	第一種 地区 宝千鳥地区	区内路線		費率率	業率 率主
		第一 種線	宝千 鳥線		
費率率のりき当基 区内路線	125,000	125,000	125,000	125,000	三朝町

(別表) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更

辺地に係る公共的施設の総合整備計画に、以下の事業を追加し策定する。

(単位：千円)

追加する事業計画		ヘリポート施設整備事業			
追加する辺地地域		小鹿辺地			
事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地債予定額	備考
		特定財源	一般財源		
三朝町	11,000		11,000	10,300	

追加する事業計画		移動通信用鉄塔施設整備事業（各辺地に1基整備）			
追加する辺地地域		三徳辺地、竹田C辺地、小鹿辺地			
事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地債予定額	備考
		特定財源	一般財源		
三朝町	100,000	70,000	30,000	30,000	1基当たりの事業費

追加する事業計画		高速大容量通信ネットワーク施設整備事業（町内全域）			
追加する辺地地域		竹田A辺地、竹田B辺地、竹田C辺地、旭辺地、旭C辺地、旭D辺地、小鹿辺地、小鹿B辺地、東小鹿辺地、三徳辺地			
事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地債予定額	備考
		特定財源	一般財源		
三朝町	1,500,000	150,000	1,350,000	195,000	町内全域の事業費 ・ 地域イントラネット基盤施設整備事業 ・ 地域情報通信基盤施設整備事業